

主な意見

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	開催宣言。
江 連 委 員	あいさつ。
事 務 局	新任委員紹介。
事 務 局	事務局職員自己紹介。
事 務 局	委員改選後，第 1 回目の委員会開催につき，会長職不在のため，田中前会長に，会長が決まるまでの議事進行を依頼。
議 事	議事 1 「委員会会長等の選出について」
田 中 委 員	会長の選出について意見を問う。事務局に案はあるか。
事 務 局	前会長田中委員の留任と尾崎委員の副会長就任を提案。 一同 異議なしの声。
田 中 委 員	推薦に基づいて，会長に就任し，副会長に尾崎委員を選出する。
田 中 委 員	あいさつ。
事 務 局	議事 2 「地域密着型サービスについて」について資料 1 ，資料 2 に基づき説明。
田 中 会 長	何か質問，意見はあるか。事務局に確認したいのだが，「地域密着型特別養護老人ホーム」とは「地域密着型特定施設入所者生活介護」のことか。
事 務 局	「地域密着型特別養護老人ホーム」とは「地域密着型介護老人福祉施設」のことである。
田 中 会 長	地域密着型介護老人福祉施設は宇都宮市内には瑞穂野圏域 1 箇所だけしかないのか。
事 務 局	今年度整備予定の一箇所のみである。
田 中 会 長	地域密着型特定施設入所者生活介護とはどんな施設か。
事 務 局	ケアハウスや有料老人ホームで介護保険のサービスが受けられるよう指定を受けたものが特定施設入所者生活介護であり，その中で定員 29 人以下の施設で利用圏域が限られたものが，地域密着型特定施設入所者生活介護である。
田 中 会 長	ほかに意見，質問等はあるか。
近 藤 委 員	なぜ，宇都宮市内に地域密着型特定施設入所者生活介護事業所が無いのか。
事 務 局	地域密着型サービス事業所には，県による総量規制があり，各事業ごと整備していく予定である。優先的には小規模特養や小規模多機能型居宅介護

近藤委員
事務局
田中会長

を整備して行きたいと考えている。今のところ、該当する施設は無い。
地域密着型特定施設入所者生活介護の開設を希望する事業者はいるのか。
募集していないということもあり、相談等もない。
ほかに質問等はないか。(質問等なし。)

事務局

議事3「認知症対応型通所介護事業所の整備について」資料3，参考資料3，参考資料4-1～3に基づき説明。

田中会長

ただいまの認知症対応型通所介護，社会福祉法人朝日会の平成23年4月開設予定の計画について，何か質問，意見はあるか。

事務局

参考資料4-3の平面図のうち，赤いマーキングのある部分が認知症対応型通所介護で，建物全体は従来からある地域密着型特養か。

田中会長

広域型特養である。

事務局

広域型の特養があり，その中に認知症対応型通所介護を設置するのか。

田中会長

今回の計画は新規に特養を整備し，その中に認知症対応型通所介護事業所併設するというものである。今年度中に完成する予定である。

田中会長

資料3-1をみると，総事業費6億8千万円余で市の補助が2億7万円余となっているが，広域型特養が補助金対象となり，併設する認知症対応型通所介護事業所については，市の補助対象にならないということか。

事務局

その通り。

田中会長

通常に通所介護と認知症対応型通所介護では，サービスに対する対価は異なるのか。

事務局

1日につき，400～500円高くなる。

田中会長

定員12名のうち，何名以上認知症の利用者がいなければならない等の規定はあるのか。

事務局

認知症対応型通所介護の利用者はすべて，医師により認知症であると診断された方に限定されるので，利用者のうち何名以上ということではない。

田中会長

介護保険の主治医意見書などの主病名が認知症でなければならないということか。

事務局

認定の際ではなく，医師により認知症と診断された方ということである。

近藤委員

認知症の判定の段階はどのくらいから，利用できるのか。

事務局

後で，分かりやすく報告する。

田中会長

次回の地域密着型サービス運営委員会で回答いただきたい。

伊澤委員

議論を整理したいのだが，この認知症対応型通所介護事業所について，いつ公募をして，どのような経緯で選定され，当委員会では，この事業者がこの場所に事業所を設置していくことについて，意見を徴することが，目的だと思うが，選定の経緯について説明いただきたい。

事務局	これは平成21年度に特別養護老人ホーム整備事業者公募に際し、事業者側が提案してきた事業であり、整備計画が最終的な段階となったので、委員に報告し、意見を聴取するものである。
井澤委員	この事業者が、この場所で、事業所を設置していくことについて、この委員会で何か意見を徴したいという趣旨か。市は圏域ごとに一箇所ずつ、認知症対応型通所介護事業所を整備していく計画があるのか。
事務局	今回の事業者側の提案についても、認知症対応型通所介護事業所の未整備の圏域であるので了承した。そのことにつき委員に意見を聴取するため、議案とした。
井澤委員	圏域にとらわれることなく、整備を進めていくのか。
事務局	圏域ごとに一箇所ずつ整備していく予定である。
井澤委員	圏域ごとに一箇所ずつ事業所を整備していく方針のなかで、この圏域には事業所がなく、朝日会が特別養護老人ホームに併設という形で提案した。今回の事例は公募ではなかったということか。
事務局	そのとおり。公募を実施しても、ここ2年間ほど、応募する事業者が無かったので、一事業所でも増加することは好ましいとして、この委員会に提案した。
井澤委員	これは、市に対し、朝日会が認知症対応型通所介護事業所の整備を申し出、計画の方向性が整理されたので、この委員会で審議するということか。
事務局	事業者が公募に応募して選定されたのではなく、自主的に提案してきた事業所整備である。
井澤委員	これからも、他の圏域で提案があれば、承認していく考えか。
事務局	その通りである。
井澤委員	そういうことであれば、賛成である。整備を進めていくように。
近藤委員	特別養護老人ホームを整備するために補助金を交付するとのことだが、今年度、特別養護老人ホームを整備する事業者は他にあると思うが、それらの業者には、認知症対応型通所介護を併設するよう打診したのか。事業所併設を提案した事業所に対しては、補助金が交付され、知らなかったところが、補助金が交付されないということか。
事務局	特別養護老人ホームへの補助なので、併設の地域密着型事業所は補助対象とならず、事業者に対する補助金額は同額である。
井澤委員	今後も、認知症対応型通所介護事業所を整備していくにあたって、今回のような併設型を承認していく方法と公募によって事業者を選定する方法を行っていくということか。
事務局	その通りである。
井澤委員	市としては、様々な方策をとりながら整備を進めていくということか。

事務局	その通りである。
近藤委員	市内の認知症対応型通所介護の経営状態はどうか。
事務局	共用型は定員に制限があって、経営的には難しいと思われる。
近藤委員	今度の施設は併設型であるが、どうか。単独型と共用型の違いは何か。
事務局	単独型・併設型については定員が12名である。共用型については、認知症対応型共同生活介護の中で事業を行い、定員は3名までとされている。共同生活のなかに、3人の通所介護利用者がいると帰宅できるかたと帰宅できないかたに分かれてしまい、運用が困難ということで、休止している事業所がある。
田中会長	他に質問がないか。(質問等なし。)
事務局	議事4「認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護事業所及び地域密着型特別養護老人ホームの公募について」資料4，参考資料3，5-1～3に基づき説明。
田中会長	何か質問，意見はあるか。
寺内委員	いずれの事業所についても，市内には未整備の圏域がある。地域密着型サービス事業所は居住している圏域ごとに利用することが原則であるが，他の圏域の事業所でも利用することが可能であるのかということと，認知症対応の事業所では，利用者の処遇に対し，一般の介護事業所とは異なる対応が必要であり，職員に認知症に対する専門知識が必要だと思っただが，市ではどのような指導をしているのかということの2点について，お尋ねしたい。
事務局	圏域外の事業所利用については，市内に未整備の圏域もあることから，認めてはいるが，隣接した圏域の事業所を利用するようお願いしている。
寺内委員	そのことについては，事業所は理解しているのか。
事務局	事業所には公募の際に説明し，相談があった場合もそのように指導している。基本的には可能な限り圏域内の利用者をとということで指導している。2つ目の質問に対してだが，通常の介護事業所は開設時に書類審査により，指定し，開設後，実地指導等により適切な運営をさせているところであるが，地域密着型サービス事業所については公募の形式で募集しているので，職員の研修記録，研修計画等を入念に審査することによって事業の実施に相応しい事業所を選定している。
田中会長	通常の通所介護と認知症対応型通所介護の法的な違いは何か。
事務局	指定の基準省令があり，定員数や研修要件に違いがある。
田中会長	施設面に差がないのか伺いたい。施設の面積基準や職員の配置数に相違はないのか。

事務局	認知症の利用者に対し対応するので人員配置等が手厚くなると思うが、詳細な資料等がないので、次回の運営委員会で報告させていただく。
田中会長 事務局	朝日会については、指定要件を満たしているのか。 満たしている。
近藤委員	私は通常の通所介護事業所を開設しているが、認知症の利用者が8割程度いる。認知症対応型通所介護事業所の管理者は認知症についての研修受講を義務付けられている。私たちも認知症の高齢者に事業所を利用してもらっているが、認知症の利用者だけのグループにすると、認知症の症状が悪化するように思う。ほかの利用者と一緒にいることによって、認知症の利用者も活発に行動するように思う。我々も認知症の利用者を預かっているので、県の認知症についての研修を受講したいのだが、認知症対応型の事業所開設希望者が優先扱いされ研修が受けられない。そこで、日本認知症学会の研修を受け、認知症専門士の資格をとったのだが、あえて認知症対応型の事業所を特別扱いするのはいかがなものか。
事務局	研修の実態であるが、認知症対応型通所介護等の運営をするためには認知症対応型サービス事業管理者研修等の受講が法的に義務付けられているところだが、県が研修の定員枠を定めており、実際に事業所を開設する方を優先扱いとしているため、申し込み者によっては順位が下位となってしまったため、受講できなかったのだと思う。
近藤委員	通常の介護施設にも認知症の利用者が多くいる。そのような利用者のためにも、認知症対応型事業所以外の事業所にも認知症対応型サービス事業管理者研修等を受講する機会を増やして欲しい。
田中会長	他に質問がないか。(質問等なし。)
事務局 田中会長 尾崎副会長	議事5「夜間対応型訪問介護事業所の休止について」資料5に基づき説明。 何か質問、意見はあるか。 私のところにも、今回休止する事業所から休止の案内状が届いているが、前回の委員会で、「きろろ」の夜間対応型訪問介護の休止の議事の際、社会福祉法人は経営が困難であっても、事業を継続する義務がある旨の発言があったと思うが、やはり社会福祉法人といえども、経営が困難となれば事業が継続できない。市内の二つの事業所が休止してしまったわけだが、市は、このような事態をどう捉えているのか。
事務局	残念なことに、5月から市内の夜間対応型訪問介護事業所がなくなってしまっているのだが、代替サービスとして、今回休止する夜間対応型訪問介護事業所の運営法人が開設している訪問介護事業所が定期巡回で対応すること等により、従来のサービスを希望する利用者に対応している。市としては、

尾崎 副会長	夜間対応型訪問介護事業所は必要であり、現在の計画上市内に100名程度利用希望者がいると見込んでいる。事業の継続を事業者に要望しているところではあるが、経営が困難とのことであり致し方なく、当面、市民の制度理解が不十分と思われるので、市民に対し事業内容を周知し、利用者を増加させることによって経営の安定性を高めていきたいと考える。
事務 局	この事業の必要性を市は認めているということか。今後、事業を継続させるためには体制作りが必要だと思う。事務局の説明によると、市の方策としては事業内容の周知くらいしかないようだが。もっと、奥が深い問題であると思う。働く側の改善、経営を安定させるための体制作りをしないと事業の継続はできない。利用者に周知するだけでは問題解決にならないと思うが。
尾崎 副会長	事業者として、法の定める最低基準の要件を満たしていただいている運営が困難ということだと思うが、最低基準として定められた法律なので、基準より少ない人員等で運営を認めると、安全性や、利用者への対応についての問題、事故等が発生する恐れがあるので、そこは制度を維持しながら、どうすれば事業運営ができるか考えていかなければならないし、制度上の課題があるのかもしれないが、様子を見て行きたいと思う。
事務 局	宇都宮市以外で成功例があるのか、あるいは成功した事業所はどのような運営をしているのか、参考事例はあるか。
近藤 委員	成功事例は今後事業所を整備していくなかで、重要だと考える。
事務 局	前回の委員会で、名古屋市の事業所で多くの利用者にサービスを提供している成功例を話したかと思うが、都心部でサービスの提供を求める利用者が多くいると成功するが、宇都宮市くらいの都市の規模だと、利用者の確保が困難という実態が現時点ではあり、成功事例を今後事業を始める事業者提供していきたいと考える。
近藤 委員	市民に周知をするということだが、事業者に市の独自の補助を出す考えはあるのか。
事務 局	現時点ではない。
近藤 委員	それをしないなら、周知しないほうが良いと思う。休止する事業所ばかりであるのに、夜間対応型訪問介護について周知しても、利用希望者がサービスを利用したいと望んでも事業所が無い状況では、利用者に混乱を招くと思う。市で事業所に運営費等を補助し、事業所が運営されているなら良いが。
事務 局	事業者は、利用者がいれば事業を継続していきたい意向ではあるので、利用者が確保できれば、再開することも踏まえた休止である。周知の方法は慎重にしなければならないとは考える。

近藤委員	地域密着型サービス事業は市の管轄であるので、休止せずに済むような介護報酬や市の補助を考えて欲しい。
田中会長	この事業所の休止に際し、利用者の待遇はどうなるのか。市では確認しているのか。
事務局	休止にあたり、利用者の処遇について、個々に確認している。通常の訪問介護を利用する方もいれば、警備会社の通報システムを導入した方もいる。
田中会長	市内の2箇所の夜間対応型訪問介護事業所が休止するという事態に対し、社会福祉法人は経営が困難でも事業を継続すべきとの意見もあるが、社会福祉法人といえども、赤字経営で事業を継続することは困難だと思う。宇都宮市の責務・努力目標として社会福祉事業者を指導・育成し、宇都宮市の社会福祉をより良いものにするということがあると思う。行政は夜間対応型訪問介護事業所を運営していくにあたってのニーズの有無や、事業所を開始・再開して事業を成功させるための指導をお願いする。
田中会長	他に質問、意見はあるか。(質問等なし。) 次の「その他」についてはなにかあるか。
事務局	委員の皆様には議事以外で発言があれば、いただきたい。
近藤委員	地域密着型特別養護老人ホームの募集についてだが、地域密着型特別養護老人ホームは経営的に厳しいので、特別養護老人ホームに30～50床増床させてくれたほうが、設備面でも人員配置の面でも運営的に望ましく、特別養護老人ホームへの待機者を減らすことになるのではないかという意見もあるが、地域密着型特別養護老人ホームについての宇都宮市の見解をお伺いしたい。
事務局	広域型特別養護老人ホームは利用者の制限がないが、地域密着型特別養護老人ホームは入居者を宇都宮市民に限定できるので、地域密着型特別養護老人ホームも募集していきたい。また、この施設には県と市の計画による総量規制があり、第4期介護保険事業計画では市内に4施設整備するとしたところである。1施設については、今年度整備中であるので、今年度3施設の整備法人を募集する。広域型特別養護老人ホームについては5施設の整備法人を公募する。市の計画についても、市単独で策定したわけではなく、専門委員・介護事業者に意見を徴して策定している。
田中会長	他に何かあるか。事務局から何かあるか。
事務局	次回の委員会の開催予定(7月頃)を説明。
田中会長	あいさつ。 閉会

以上